

- 国民健康保険における高額療養費等の所得区分は前年又は前々年の所得により判定されるため、失業により被用者保険から国民健康保険に加入した場合には、加入の前年又は前々年の給与所得をもとに区分が判定されることで、自己負担額が過重になるケースがある。
- このため、倒産・解雇等の非自発的な理由により失業し、国民健康保険に加入した場合は、以下のように区分を判定する。

- ・雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などにより離職した者）
- ・雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めや、疾病等の正当な理由のある自己都合により離職した者）として失業給付を受ける者。

非自発的失業者の前年所得（月間の高額療養費においては療養のあった月が、年間の高額療養費等においてはその基準日が、1月～7月の場合は、前々年所得）に給与所得が含まれる場合、当該給与所得（※1）については特例的に30/100とした上で、高額療養費等（※2）の区分を判定。

※1：給与所得以外の所得（事業所得等）は特例の対象外。 ※2：高額療養費及び高額介護合算療養費

退職日の翌日の属する月（退職日の翌日が1日の場合は、退職した月）の翌月から、退職日の翌日の属する月の属する年度の翌年度末後の最初の7月31日まで。 ※申請が遅れた場合でも、遡って適用する。

期間	N-1年の8/1～N年の7/31		N年の8/1～N+1年の7/31		N+1年の8/1～N+2年の7/31		N+2年の8/1～N+3年の7/31	
年	N-1年		N年		N+1年		N+2年	
所得	N-1年の所得		N年の所得		N+1年の所得		N+2年の所得	

例：離職日の翌日が4/15 ▲	N-2年の 【給与所得 $\times 30/100$ (+その他所得)】 で判定 ※5/1から適用	N-1年の【給与所得 $\times 30/100$ (+その他所得)】で判定	N年の【給与所得 $\times 30/100$ (+その他所得)】で判定	N+1年の【給与所得 ($\times 30/100$ 対象外) (+その他所得)】で判定
	(注) 給与所得が30万円未満の人は、給与所得に30万円をプラスして計算する。			